『こころをつなぐ 離婚調停の実践』の刊行に寄せて

――法律実務の視点から――

元明治大学法科大学院教授　若　林　昌　子
弁護士　片　山　登志子

家事調停は、家事事件手続法（平成23年法律52号、平成25年１月１日施行）の施行により、新しい時代を迎えている。特に、家事審判事件手続における手続保障、子の利益に関する配慮についての革新的規律は、その一部が家事調停規律にも準用されていることから、新しい家事調停論の展開が期待される。家事調停事件の中でも子のある離婚調停事件手続論は、「子の最善の利益」実現の視点から、当事者の自己決定の相当性、子の監護事件の公益性の要請を家事調停プロセス論に具体化する議論の深化が期待される。

離婚紛争プロセスにおける子の監護問題については、家事調停の本質的機能をどのように考えるかが影響し、実務家、研究者の多くの研究は理論的にも極めて多岐にわたる。家事調停の本質については基本的見解が分かれるところであるが、実務経験からいえることは、家事調停は司法型 ADR であり、その基本的構造は司法的機能および調整的機能を合わせ有することを前提に考えるべきであろう。そこで、調整的機能として、家事調停プロセスにおいて、調停者の側に求められる行為規範とともに調停技法についての理論的方法論が求められる。

本書『こころをつなぐ 離婚調停の実践』は、元家庭裁判所調査官飯田邦男氏の実務経験、さらにソーシャルワークの研究等の成果である。飯田氏は実務的視点のみならず、行動科学的視点および社会福祉学的視点から、家事調停の調整的機能について特にその技法を深化させている。その根底には、離婚事件、それに伴う子の監護事件の当事者および子どもの人間関係に対する深い洞察があり、人間の「こころをつなぐ」視点に立って、家事事件手続法に基づく家事調停制度の基本的理念を前提にした司法型 ADR としての家事

調停技法を目指している。

しかも、飯田氏は、調停技術は当事者とのコミュニケーションの中においてしか発揮できないという考えの下、当事者に向き合う姿勢や当事者の心に近づく技法等を具体的かつ丁寧に説き起こしている。これは、調停委員のみならず弁護士も含め家事事件にかかわる法律実務家に求められる基本的スキルであり、本書を通して多くの学びと気づきが得られる。

家事事件にかかわる法律実務家は、法律的素養のみならず、家事事件固有の問題として、行動科学的視点に対する理解が求められる。家事調停事件の中でも、離婚事件、子の監護関連事件については、特に行動科学的知見に対する理解が不可欠であり、行動科学の側には法律的知見を理解する能力が求められる。子の監護関連事件における子の意思の把握と理解においては、子の意思の尊重の制度趣旨とともに、子の意思に関する行動科学的知見に対する理解により子の利益の現実化が左右される。ドイツ法では、家事事件専門弁護士制度を採用している（専門弁護士法２条）ことも示唆的である。

家事調停は、調停委員会、調停に関与する家庭裁判所調査官のみならず、手続代理人として関与する弁護士の専門性の質が調停プロセスの質に連動し、その内容が調停結果の質を形成する関係にある。また、当事者の代理人弁護士の専門性と調停に対する理解も重要である。

離婚紛争は、当事者も疲弊し、成長過程にある子どもの人格形成にもろに関係する。そのため、何よりも紛争の早期に、当事者の自己決定による家事調停により自分の人生を自分で選択する機会を確保することが求められる。紛争の長期化は、当事者を必要以上に対立防御の場面に追い込む可能性があり、早期の適切な当事者支援、家事調停により、父子、母子、父母関係の回復を目指すべきであろう。

本書の基本的調整技法は家事事件手続法による新しい家事調停における調停技法として、一つの問題提起であり、調停委員のみならず当事者代理人として関与する弁護士にとっても大いに参考になるものと思われる。さらに、適切な調停技法によって離婚紛争渦中の当事者の疲弊、混乱を父母関係の再

生に転換させ、「子の最善の利益」の現実化につながることを期待したい。

離婚事件および、関連する子の監護事件について、家事調停制度が本来の制度目的を果たし、「子の最善の利益」の現実化が保障されることを願うものである。

平成29年3月

はしがき

――家事（離婚）調停の実践技術と実践の科学――

本書は、平成20年２月に発刊された拙著『こころを読む実践家事調停学〔改訂増補版〕』を全面改訂したものです。と同時に、私の約15年にわたる家事調停および調停・ADR の取組みと研究の成果をまとめたものです。

『こころを読む実践家事調停学〔改訂増補版〕』は発刊から９年が経過しました。この間、家事調停の分野においては、平成25年１月に家事事件手続法が施行されて手続整備が図られ、家事調停は新たな時代に入りました。また、家事事件に関しては、子の監護関連事件の申立件数がこの10年で急増し、その対応が家庭裁判所の大きな課題になっています。

このような家事調停および家事事件をめぐる状況の中にあって、現代の家事調停事件に対応するため、『こころを読む実践家事調停学〔改訂増補版〕』を一新することにしました。

私は長年家事（離婚）調停の技術について研究してきましたが、調停技術に関しては、調停における一つひとつの動きを“意味あるものにすること”が「調停技術の専門性」であると考えてきました。そこで、調停における動きや流れをよく観察し、そこでの活動を科学的なものにするため、エビデンス（科学的根拠）を求める作業を続けてきました。本書は、このような研究と実践と思索の積み重ねの上に誕生したものです。

そこにおいては、心理学、社会学、教育学、臨床心理学などの人間関係諸科学に加えて、私がこれまで学んだ自主交渉援助型調停、ハーバード流交渉術、コーチング、マイクロカウンセリング、親業・教師学、医療メディエーション、コミュニュオン、アクティブ・リスニングなどの知見と技術がふんだんに活用されています。

また、私は近年ソーシャルワークを学んでいますが、ソーシャルワークとは「社会援助のことで、人々が生活していくうえでの問題を解決なり緩和することで、質の高い生活（QOL）を支援し、個人のウェルビーイングの状態

を高めることを目指していくこと」とされ（平成15年日本学術会議・社会福祉・社会保障研究連絡委員会報告）、そこにおいては人と環境にはたらきかけ、人間関係に問題があれば人間関係を調整したりしながら、人々がよりよく生きられるように援助をしていきます。

このようなソーシャルワークの理念とその援助技術は、家事調停におけるそれとほとんど同じです。私はこのことに気づきたいへん驚く一方で、ソーシャルワークの知見や技術の取り入れにより、私の実践家事調停学はさらに体系化を図ることができるうえ、調停技術に関しても幅と厚みが増し、専門性を一層高めることができると考えました。

そこで、『こころを読む実践家事調停学〔改訂増補版〕』の改訂に際して、ソーシャルワークの知見と技術を取り入れることとしました。このようにして本書の構成と内容が大幅に変わることになったため、改訂ではなく、新しい書籍としてまとめることとしました。

ソーシャルワークの取り入れは、前著『離婚調停の技術』においても行っています。『離婚調停の技術』はどちらかといえばより本質的で、より一般的な事柄について述べた書籍であり、一方、本書は当事者および調停担当者の動きと調停における流れの一つひとつについて検討と分析を加えたもので、より具体的で、より実際的・実践的な内容になっています。

前著『離婚調停の技術』と本書とは姉妹本の関係にあります。ですから、『離婚調停の技術』の中で詳しく説明している事柄については、本書は同書を参照するかたちになっています。『離婚調停の技術』もあわせてお読みいただくと、家事（離婚）調停の技術を一層深く学ぶことができます。

本書は、序および 4 章で構成されています。序では調停技術についての検討を行い、「調停技術とは何か？」、また、「調停技術の専門性とはどういうことか？」について説明しました。

第 1 章では「家事（離婚）調停の場」に焦点を当て、“ツールとしての調停担当者”が身に付けておくべき事柄やあり方について説明しました。

第 2 章では、家事（離婚）調停に臨むにあたって必要となる基本技術につ

いて――つまり、記録を読む、話を聴く、話を理解する、観察と質問の方法、判断の仕方、留意点、合意の獲得法などについて、一つひとつ取り上げ詳しく説明しています。

第3章では家事調停を初期、中期、終期に分け、各段階における調停担当者の進め方や取組み方について説明するとともに、調停担当者が特に留意すべき事柄について述べました。また、家事事件を解決していく調停技法と問題解決の仕方についても説明したほか、現在最も解決が困難とされる子の監護関連事件について――とりわけ、面会交流事件について、その解決の考え方と調停担当者が果たすべき役割について説明しました。

第4章では調停担当者の専門性の問題を取り上げ、調停担当者に求められる能力と条件、調停技術を向上させる方法について説明しました。さらに、家事調停のサービス性について検討を加え、サービス・マネジメントの視点から家事調停を分析するとともに、サービス提供者としての調停担当者の役割についても説明しました。

本書は家事（離婚）調停の技術について長年研究を重ね、そこで技術を開発してきた私の実践の記録であり、実践の科学です。

家事事件および家事（離婚）調停に携わっている方々や弁護士の方々、また、他のADR関係者や研究者の方々、そして、家事（離婚）調停に興味と関心を寄せておられる方々のご参考になれば幸いです。そして、本書が家事（離婚）事件の解決に一役買うことができ、当事者の幸福追求（ウェルビーイング）のお手伝いができればと願っています。

平成29年4月

飯　田　邦　男

第２章

家事（離婚）調停に臨む

ここでは、調停に携わる場合に必要となる基本的な事柄を、まず学ぶことにします。

Ⅰ　記録を読む

調停の最初の仕事は、記録（申立書）を読むことから始まります。

１　申立書の特徴

家事事件の記録について、その特徴を理解しておきましょう。

⑴　少ない情報

申立書には簡単な記載と若干の資料しかついていません。詳しい経過や事情が別紙に書かれている場合もありますが、ほとんどは簡単な記載で終わっています。

家事事件の場合、事前の情報が少なく限られているのが大きな特徴です。この少ない情報から、どれだけ多くの情報をくみ取ることができるか、夫婦のイメージを描けるか、がケースを理解するうえでは重要になります。

⑵　多様な記載

申立書の内容は、当事者によりかなり個人差があります。しかし、共通しているのは、そこに書かれている内容は申立人にとって意味のある情報だということです。

この記載の仕方が、実は申立人のことを一番よく物語ってくれています。人は文章の中に、人柄、能力、考え、人間性などが表れます。だから、書かれた文章や内容をよく考えながら読むと、その人を理解する手がかりをたくさんみつけることができます。

申立書をざっと一回目を通しただけでは、それは十分つかめません。書かれている文章やそこに含まれている意味をじっくりと考えながら読むと、それが次第にみえてきます。申立書は、丁寧にまた考えながら読むことをおすすめします。

⑶　「書かれている情報」と「書かれていない情報」

申立書には「書かれている情報」と「書かれていない情報」が含まれています。「書かれている情報」は読めば一応わかります。しかし、そればかりでなく、「書かれていない情報」についても考えてみることが大切です。

人は自分に都合の悪いことはあまり書きません。「書かれていない情報」の中には、もともと何もなくて書いていない場合と、本当は何かあるが、申立人の考えや思惑から書いていない場合とがあります。

後者の場合には、調停の中でそのことが語られて真相が明らかになったり、そのことから話合いが新たに展開するきっかけになったりすることがあります。

⑷　内容は「信じてもいい」が「信じてはいけない」

申立ての趣旨や申立ての理由をそのまま頭から信じることは危険です。たとえば離婚にしても、人生の一大決断ですから、申立てにはかなり迷いがあるのが普通です。たとえ、離婚に〇をつけてあったとしても、そこにはかなり迷いや苦渋の選択をせざるを得なかった複雑な気持ちがあるはずです。

また、申し立てた日から第１回調停期日までは、通常１カ月前後が経過しています。この間に、当事者の生活や気持ちにどんな変化や動きがあったのかは、申立書からはわかりません。さらに、人の気持ちは時とともに動いていくことにも留意すべきです。

ですから、申立書に書かれている内容や申立ての趣旨は、申立ての時点ではそうであったかもしれないが、「現在は違っているかもしれない」と柔軟に考えておくことが必要です。

申立書は家庭裁判所が調停を進めるうえで必要とする情報を、整理して書いてもらっているものです。申立人は自分の主張や気持ちを、申立書の狭い欄に書かなくてはなりません。申立てをする人にとっては、申立書はかなり書きにくいはずです。したがって、申立書には、申立人の気持ちや考えが十分語り尽くされていないと考えたほうがよいように思います。

また、申立書は、申立人の考えや何らかの思いがあって書かれているもの

です。そう考えると、申立書に書かれている内容を頭から信じてしまうことは、かなり危険であることがわかると思います。

簡単な例をあげれば、夫が「妻が子どもをおいて家を出ていった」と調停の申立てをしてくることがあります。そこで、妻に非があるのかと思っていると、実は夫側に暴力や問題があったということがよくあります。

その意味で、申立書の情報は、いわば一種の「インデックス情報」と理解しておいたほうがよいと思います。その内容は、調停の中で確認していかなければならない情報なのです。

2　申立書を読む

それでは、具体的に申立書をみていくことにしましょう。

(1)　基本的な事実を押さえる

まず、基本的な事実を押さえるようにします。当事者の年齢、住所、同居中か別居中か、家族関係、離婚歴、実家の家族関係、現在の同居家族、生活状況などです。また、配偶者の暴力の記載についても注意しておく必要があります。

ここで大事なことは、当事者の属性にはそれぞれ意味があるということです。また、当事者の一つひとつの属性や事柄は皆関連しているということです。たとえば、同居したままで離婚調停を申し立ててくる当事者がいますが、それにはそれの意味や事情があるということです。

また、ここで必要なことは、基本的な事実（情報）を相互に関連づけたり、時間の流れの中でケースを理解していくということです。別居という事実があるなら、どういう経過で、どのように別居し、今は誰とどこで生活しているのか、相手は別居をどう受け止めているのか、というように流れで理解しておくのです。

ここで家族関係図や身分関係図を作成する人も多いでしょう。家庭裁判所では家事事件を扱う際、一般に家族関係図（身分関係図）を作成し、視覚的に

家族を理解するようにしています。たとえば、離婚した夫婦とその間に子どもがいる家族の場合、以下のような家族関係図がつくられます（○は男性、△は女性、＝は法律関係を示す）。

〈図表９〉　家族関係図

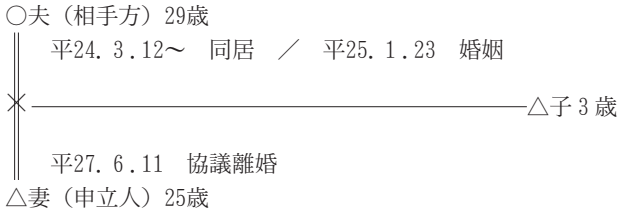

家族関係図に、同居年月日、婚姻年月日、婚姻時の夫・妻の年齢、子の出生日、別居年月日、離婚年月日などを記入していくと、婚姻前の同居の有無、できちゃった婚か否かなど、夫婦や家族のいろいろな姿が浮かんできます。

⑵　「書かれている情報」を読む

「書かれている情報」は、誰でも読めばわかると思うかもしれません。しかし、内容を深く把握するには、さまざまな知識や理解が必要になります。

⒜　書き手を想像する

文字、文言、記載内容、文章のまとめ方などには、申立人の人柄、能力、教育程度、生活状況などが出ています。几帳面な人か、大雑把な人か、神経質な人か、あまり物事にかまわない人か、自信のない人か、混乱はみられないかなど、申立人を理解するうえでわずかな手がかりでもつかんでおくことが必要です。

調停では、当事者間の紛争と同時に、当事者の「人間性」も紛争解決のうえでは重要な要因になってきます。

⒝　申立ての趣旨をみる

申立ての趣旨は明確か、つじつまは合っているか、読んで納得できるか、意味不明なところはないか、常識的にそれは通用するかなどを考えてみます。

夫婦関係調整事件では、申立人が今まで我慢したり裏切られてきた思いを、

離婚の際に一気に晴らそうとしたり、失地を取り戻そうとして、非現実的な要求や主張をしてくることがあります。

申立ての趣旨欄には、現実と願望が入り混じって書かれていることが少なくありません。ですから、相手が無職で借金がかなりあるのに、高額の養育費や慰謝料を請求するということもめずらしくないのです。

(c)　申立ての内容を考える

申立人はさまざまな主張や要求を書いてきます。その内容を検討しておくことは大事なことです。申立人の主張は現実的なものか、相手方の性格や経済状態から考えて申立人の希望はかなうものなのか、常識からみてどうなのかと考えてみるのです。

申立て段階ではどのような要求もできますが、やはり現実の枠や壁というものがあります。さまざまな主張や要求を出しても、実際には申立人自身も全部実現するとは思っていないことが多いように思います。

また、申立ての内容をみる場合、「この人は何を一番問題にしたいのか」、「何を一番求めているのか」、「申立ての動機は何か」ということを考えておく必要があります。申立人が一番求めているのはどの主張や要求なのかということを頭に入れておくと、現実的な解決を図る際に一つの手がかりになります。

(d)　「性格の不一致」のとらえ方

「性格の不一致」は、毎年夫婦関係調整（離婚）事件の申立理由のトップにきます。

ところで、調停担当者は、この「性格の不一致」をどう理解しているのでしょうか。「性格の食い違い」とそのまま受け止めているのではないでしょうか。私は「性格の不一致」については、“注意”が必要であると考えています。

公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）の若林昌子理事長（元判事、元明治大学法科大学院教授）も、「性格の不一致」を理由とする申立てには、不倫関係、負債、精神的疾患などの隠れた原因がある場合が比較的多いため、注意を要すると述べています[26]。

第３章

家事調停に取り組む

それでは、実際に家事調停に取り組んでいくことにします。

Ⅰ　家事調停に向き合う

１　家事調停の難しさ

⑴　調停の王者

堀内節元中央大学教授（元東京家庭裁判所判事）は、「家事調停は、……各種調停の最高峰である。名実ともに調停の王者というべきである」と述べています[62]。では、家事調停はなぜ難しいのでしょうか。その理由は、以下のような点にあるものと考えます。

①　「人間」「夫婦（家族）」「生活」「こころ」「幸福」を扱う　　家事調停で扱う対象は複雑なものばかりです。「人間」はさまざまで複雑であることに加え、「生活」は流動的で、「こころ」はみえにくく、「幸福」のとらえ方も考え方も人によりさまざまです。また、家族の問題やその解決を考えていく場合、そこには個人の価値観も入り込んできます。いずれも、一律に、一義的に判断ができにくいものばかりです。

②　家族法の規定　　家事調停で扱う事柄が、民法では「……その他一切の事情を考慮して家庭裁判所がこれを定める」といった具合に、家庭裁判所に全面的に委ねられていることです。

③　調停活動の「多面性」「多様性」「柔軟性」「複雑性」　　当事者や事件はさまざまで、調停ではそれに応じた多様で柔軟な対応が求められます。調停の進め方も解決の仕方も、一律に一義的に行うことはできません。

④　調停活動の「技術化」と「言語化」の難しさ　　調停活動は実践です。実践や経験は他者になかなか伝えにくい面があります。また、実践や経験は蓄積しにくいこともあげられます。

⑤　研修体制と指導者の確保　　調停担当者の研修は、制度面でも内容面でもまだまだ充実する余地があります。また、“調停のプロ”と呼べるレ

ベルの高い指導者も得にくい状況にあります。

⑥「感情」をめぐる話合い　　ハーバード・ネゴーシエーション・プロジェクトでは、難しい話合いとは本質的に感情をめぐるもので、感情は「副産物ではなく、対立関係の主要な一部であ」ると説明しています[48]。家事調停はまさに感情を伴っている紛争であり、そのために難しいのです。

このように難しい事柄や問題で構成されているのが、家事調停事件なのです。

⑵　進行・運営の難しさ

家事調停の難しさは、その進行・運営にもあります。これを考えるには、調停というものの“基本的な構造”を理解しておくことが必要です。

調停での話のやりとりの本質は、「推論－確認－判断」作業にあると私は考えます。調停で調停担当者は「推論－確認－判断」の作業を行うことが求められ、「推論－確認－判断－推論……」作業を繰り返す中で、紛争の原因を把握したり、その解決策を探っていくことになります。

具体的にいうと、

①　申立書を読んだり当事者の話を聴きながら、「推論」を行う

「申立て理由は何か」、「何を求めているのか」、「ここには何か事情はないか」……

②　「推論」を「確認」するために、当事者から話を聴いたり、質問をしていく

③　得られた情報から「判断」をし、次の「推論」を行う

「次に聞くことは何か」、「何を確認したらいいか」、「ここがまだ理解できない」……

といった作業をしているのです。

そして、この「推論」「確認」「判断」は、調停担当者の経験、知識、考え方、判断枠、道徳観、洞察力などによってそれぞれ異なります。そのため、「推論」「確認」「判断」の差や違いといったものが、調停の進み方（進め方）の違いや個人差というものになってくるのです。

ですから、調停の進行・運営の仕方は調停担当者によって異なり、また、それは実際に調停を行ってみないとわからないという面があるのです。

⑶　「判断」の難しさ

家事調停では、調停担当者の「良識ある判断」が求められます。そこでは、大きく三つの判断が求められます。三つとは、①事実判断、②価値判断、③法律判断です。

このうち、③法律判断は、最終的には裁判官（家事調停官）が受け持つことになります。したがって、調停担当者には、主に①事実判断と②価値判断が求められます。

調停で調停担当者は当事者の話によく耳を傾けることが強調されますが、それは問題や紛争の事実関係や経緯をよく把握する必要性からです。しかし、主張や立場の違う当事者双方の話は隔たりがあるのが普通であり、傾聴だけでは事実をしっかりとらえることはできません。

事実をとらえるには、説明された話の内容や事柄について、調停担当者が「それは事実である」と判断することが求められます。この事実判断は裁判官（家事調停官）だけが行うものではなく、調停担当者が自分の立場と責任でしなければならない事柄です。この事実判断を適切に行えないと、問題解決の前提となる事実や背景をきちんと把握できないということになります。

また、調停では当事者の話す事柄や内容に関して、調停担当者が価値判断や評価をすることが求められます。たとえば夫婦関係調整（離婚）事件で、妻は専業主婦に飽き足らず外に働きに出たい希望があるのに、夫がそれに反対しているような場合、調停担当者はそれに対する判断や評価が求められたり、試されてくるのです。

この判断や評価を適切に行うことができないと、調停担当者は当事者双方の主張や説明の間で右往左往させられることになってしまいます。

このように調停の中ではどんな事件であれ、調停担当者は事実判断と価値判断を迫られてくるのです。そのため、このような事実判断と価値判断を適切・妥当に行うという作業が、調停担当者には求められることになります。

2　調停のキーワードのとらえ方

調停は「当事者の互譲により、条理にかない実情に即した解決を図ること」を目的としています（民事調停法１条）。では、調停のキーワードとなっている「互譲」「条理」「実情に即した」については、どのように理解したらよいのでしょうか。

(1)「互譲」とは「現実を受け入れること」

調停では、当事者が互譲の精神でお互いに歩み寄り、話合いで解決していくような印象を受けます。しかし、「互譲」を「歩み寄り」と理解していては、解決に結びつけていくことは難しいでしょう。

調停で当事者は自分の正当な権利を主張したり、相手当事者におかまいなく要求や主張をしてきます。このような当事者に「譲り合い」や「歩み寄り」を求めても、なかなか応じてもらうことはできません。これを図示すると、〈図表23〉のようになります。

〈図表23〉　対立の構図

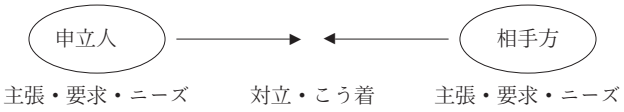

では、どうすればよいのでしょうか。それは、当事者双方を「現実･実情」に向き合わせ、当事者双方に「現実・実情」を受け入れさせていくのです。

つまり、ここでは、「互譲」とは「現実･実情」を受け入れるということになってきます[63]。これを図示すると、〈図表24〉のようになります。

特に、対立が激しくまた解決が難しい現代の家事調停事件を解決していくには、当事者双方に対し「歩み寄り」を期待するだけでなく、「現実・実情」というものを見定めること、そして、当事者双方を「現実・実情」に向き合わせ、それを「受け入れ」させていくことが大事になってくるのです。

〈図表24〉「受け入れ」の構図

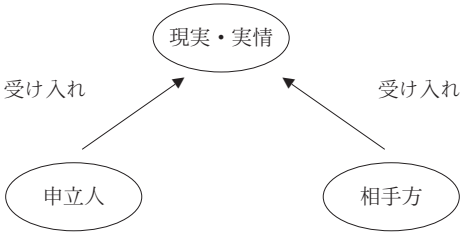

⑵「条理」とは「誰にとってもそうであるところの考え」

家事調停では「条理」という言葉が登場します。そして、一般に「条理」とは調停規範、つまり、調停を進めていくための基準や指標というふうに理解されています。では、「条理」とはいったい何なのでしょうか。

法学者の小山昇氏は、「条理」（條理）は、「道徳、自然法、衡平、健全な常識、物の道理、道義、法律の精神、社會生活における一般的な規範意識、社會通念、實験上の法則、公序良俗、信義誠實の原則、など」いろいろな言葉でいいかえられているもので、それは判断の基準であり、第三者が紛争を解決するための判断基準である場合には、それは「客観的なもの」「普遍的なもの」「正当なもの」であることが重要で、それは紛争を「正しく」「公平に」解決するためのものであると述べています[64]。

しかし、このように説明されても、「条理」についてはまだ理解できません。もっと簡単に「条理」を説明することはできないのでしょうか。

「条理」は、私の考えでは「誰にとってもそうであるところの考え」です。申立人にとっても、相手方にとっても、調停担当者にとっても、そして社会（国民）からみても、「誰にとってもそうであるところの考え」、これが「条理」の正体であり本質であると思います。

「その人がそう思うだけのその人の意見」ではなくて、「誰にとってもそうであるところの考え」、これが「条理」です。

⑶「実情に即して」とは「優先関係の判断」

「実情に即して」については、一般に、「紛争の経緯や当事者の生活状態そ

【著者略歴】

飯　田　邦　男（いいだ　くにお）

1953年　茨城県に生まれる
1978年　東京教育大学（現筑波大学）教育学部卒業
その後、家庭裁判所調査官として勤務。
現　在　大正大学・明治学院大学の各非常勤講師
つくばソーシャルワーク＆ADR研究所代表
社会福祉士

〈著書・論文〉

『こころを読む実践家事調停学―当事者の納得にむけての戦略的調停―（改訂増補版）』（民事法研究会）
『虐待親への接近―家裁調査官の目と技法』（民事法研究会）
『こころをつかむ臨床家事調停学―当事者の視点に立った家事調停の技法』（民事法研究会）
『ケースで学ぶ家事・少年事件の事実をとらえる技術―家裁調査官の事実解明スキル』（民事法研究会）
『離婚調停の技術』（民事法研究会）
「『家事調停論』再考―家事調停の特徴とその構造―」戸籍時報696号特別増刊号（日本加除出版）
「現代型家事調停事件の性格と家事調停の課題（上）（中）（下）―家裁調査官による『実践的家事調停論』―」判例時報1927号、1929号、1930号
「アクティブ・リスニングとはどういうものか―自主交渉援助型調停の背景にあるもの―」仲裁ADR法学会「仲裁とADR」Vol.6
「調停技術の学び方―私のメタ調停技術論」JCAジャーナル50巻6号～10号
「『三段跳び箱』というツールによる事実確認と問題行動の理解」「月刊学校教育相談」2012．11月号（ほんの森出版）
「サービス・マネジメントの視点から見る調停」JCAジャーナル63巻3号
「実践家事調停学―家事調停の基本技術―」調停時報196号

ほか

こころをつなぐ 離婚調停の実践

平成29年５月15日　第１刷発行

定価　本体 2,100円＋税

著　者　飯　田　邦　男

発　行　株式会社　民事法研究会

印　刷　株式会社　太平印刷社

発行所　株式会社　民事法研究会

〒150－0013　東京都渋谷区恵比寿３－７－16

〔営業〕　☎03－5798－7257　FAX03－5798－7258

〔編集〕　☎03－5798－7277　FAX03－5798－7278

http://www.minjiho.com/　　info@minjiho.com

カバーデザイン／関野美香　ISBN978-4-86556-149-4 C2032 ¥2100E

組版／民事法研究会（Windows+EdicolorVer10+MotoyaFont etc.）

落丁・乱丁はおとりかえします。